

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を常に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

(1) 事故件数目標

- ・自動車事故報告規則第二条に規定する事故 0 件
- ・人身事故 0 件
- ・事故件数 前年度比 10%削減
- ・物損事故 年間 5 件以下にする

(2) 輸送の安全に関する投資額

- ・輸送の安全性向上を目的として、社員研修・走行環境整備等を実施する。

(3) 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

平成 28 年度 0 件